

2023 年第 102 號法律公告

《2023 年商船 (安全) (救生設備及布置、召集及訓練) (修訂) 規例》

(由運輸及物流局局長根據《商船 (安全) 條例》(第 369 章) 第 107 及 112B 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2024 年 1 月 1 日起實施。

2. 修訂《商船 (安全) (救生設備及布置、召集及訓練) 規例》

《商船 (安全) (救生設備及布置、召集及訓練) 規例》(第 369 章, 附屬法例 AY) 現予修訂, 修訂方式列於第 3 及 4 條。

3. 修訂第 3 條 (適用範圍)

(1) 第 3(2) 條, 英文文本——

廢除

“shall”

代以

“does”。

(2) 第 3(2)(e) 條——

廢除

“(在第 4(6) 條指明的範圍內除外)”。

(3) 第 3(3) 條, 英文文本——

廢除

“shall”

代以

“does”。

4. 修訂第 4 條 (《公約》第 III 章的適用範圍：救生設備及布置)  
第 4 條——  
廢除第 (6) 款。

運輸及物流局局長  
林世雄

2023 年 6 月 21 日

---

## 註釋

本規例修訂《商船 (安全) (救生設備及布置、召集及訓練) 規例》(第 369 章, 附屬法例 AY) (*《主體規例》*)。

2. 國際海事組織海上安全委員會於 2022 年 4 月 28 日通過 MSC.496(105) 號決議。本規例的目的, 是處理該決議所採納的、對《1974 年國際海上人命安全公約》附件第 III 章 (*《第 III 章》*) 作出的修正。
3. 經上述對《第 III 章》作出的修正後, 關乎無線電救生設備的規定將不再載於《第 III 章》中, 導致《主體規例》第 4(6) 條將會過時。因此, 本規例廢除該條, 並相應修訂《主體規例》第 3(2)(e) 條。